

鷺沼フットボールクラブ会則

第1章 総則

第1条（名称）

本クラブは、「鷺沼フットボールクラブ」（以下本クラブ）と称する。略称は「鷺沼FC」とする。

第2条（目的）

本クラブは、サッカーという生涯スポーツを通して、スポーツマン精神を養いながら地域児童や青少年の健全な育成と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条（方針）

本クラブは、第2条の目的を達成するため、「感謝と思いやり」をモットーに掲げ、

- ・「1人は11人の為に、11人は1人の為に」を基本とし、ゴールを決めた人はチャンスを与えてくれたイレブンやチームに感謝し、チームはゴールを決めた1人に感謝する。
- ・団体スポーツを通じて上下関係の健全な育成を図ることで、上級生は下級生に思いやりを持った模範行動を示し、下級生は上級生を慕い、尊敬する。

※詳細については添付資料を参照

第4条（構成）

本クラブは、代表、事務局役員、指導者、会員児童およびその保護者などで構成される組織とする。

第5条（クラブの義務）

本クラブは、クラブ構成員である会員保護者、指導者等が互いに認め合い、協力し合い運営に努めなければならない。

また、本クラブの維持のために日本サッカー協会および習志野市サッカー協会にチーム登録をし、以下の資格取得者および指導員を置かなければならない。

- ・日本サッカー協会公認指導者資格（D級）：1名以上
- ・日本サッカー協会登録審判員資格（4級）：2名以上
- ・習志野市サッカー協会4種委員会 参加委員：2名以上
- ・学校体育施設開放運営委員会 管理指導委員：1名以上

第6条（活動）

本クラブは、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- ・定期練習は、原則として「鷺沼小学校・藤崎小学校校庭・津田沼小学校校庭」にて行うものとする。
- ・練習日時は、原則として「毎週土曜日の午前・午後・第二日曜日午前・日曜日午後」とし、グラウンドの利用状況に応じて、午後の練習については指導者会などで各学年間の調整をして活動する。
- ・練習試合や招待試合、市内および県大会など遠征を伴う活動を行う。
- ・練習場所や試合会場、開始時刻などはクラブホームページまたは会報、学年連絡網で会員保護者へ連絡する。

第2章 会員

第7条（会員の資格）

本クラブは習志野市内またはその近郊に居住する児童で、「小学1年生から6年生および幼稚園（または保育園）の年中・年長」児童とする。また、遠隔地でも保護者の協力が得られる児童および園児については会員の資格を有する。

保護者は児童の活動および本クラブの運営を援助し、児童は指導者の指示に従い規律正しく行動し、スポーツマン・シップの体得に努める。

第8条（入会手続き）

本クラブ入会希望者は、保護者の同意を得たうえで、所定の入会申込書に必要事項を記入のうえ捺印し、申し込みをする。

クラブ月会費・スポーツ保険（年間800円）については、別途、納入する。

第9条（スポーツ保険）

入会後の児童および園児（以下、会員と称する）はスポーツ障害保険に加入する。保険の効力は加入手続きが完了してから開始される。

- ・練習や試合、移動中のケガ等については、応急措置は行うが、その後については、上記の保険加入手続きにより責任を負うこととする。
- ・スポーツ保険費用は毎年度、徴収する。
- ・ケガをした場合は、学年役員もしくは本人保護者が保険担当に直ちに報告を行い、保険の手続きを行う（病院に通院する場合は領収書等を保管する）。

第10条（登録）

会員は、習志野市サッカー協会4種委員会に選手登録をする。

また、3年生以上については、千葉県サッカー協会が主催する県大会に参加する場合は別途、日本サッカー協会に選手登録をする。

- ・登録費用については、毎年度、徴収する。

第11条（会員の退会および休会）

- ・本クラブからの退会および休会（休部）は会員の任意とし、その旨を保護者が所定の書面により事務局へ申し出ることとする。

以下のことが発生した時、指導者会や役員会と協議し、会員不適格と判断された場合は脱会させることが可能とする。

- ・本クラブの目的遂行に非協力的である。
- ・本クラブの趣旨に反する行為があった。
- ・本クラブ指導者への暴言があった。
- ・その他、本クラブへ不利益となる行動が見られた。

第3章 組織

第12条（組織）

本クラブは運営を円滑にするために以下の組織を置く。

- ・総会
- ・役員会
- ・指導者会

第4章 総会

第13条（総会）

本クラブの総会は、通常総会と臨時総会とする。通常総会は年1回の開催とし、代表が招集する。臨時総会は代表または役員会が必要と認めた場合に招集することができる。

第14条（決議）

総会（臨時総会を含む）の議決権は会員保護者が有し、議決権数は1世帯1票とする。議事は定数の半数以上が出席（委任状を含む）し、出席者の過半数の賛同を得て決議する。

第15条（総会の任務）

総会の任務は以下の通りとする。

- ・会則の決定および改訂の承認

- ・当期年度の活動報告および会計報告の承認
- ・来期年度の活動計画案および会計予算案の承認
- ・役員を選任および承認
- ・役員の解任および承認
- ・その他、総会の決議が必要な議事の決定

第5章 役員会

第16条（役員会）

本クラブは運営を円滑にするために会員保護者が役員会を組織し、役員会の中に事務局を置く。

第17条（役員会の構成）

本クラブは運営を円滑にするために次の役員を置く。

- ・世話役 2名以上
- ・学年代表（学年役員） 各学年2名以上（状況に応じて人数の増減可）
- ・会計（保険・ユニフォーム係含む） 2名
- ・会計監査 1名

*行事、合宿、6年記念品、アルバム担当の人数、決め方等は各学年の判断とする。

第18条（役員を選出と任期）

本クラブの役員は会員保護者の中から選出する。また任期は1期1年とする。

第6章 指導者会

第19条（指導者会）

本クラブの会則に定める「目的」「方針」「活動」などを円滑に運営するために指導者会に指導員を配置する。指導員（以下、コーチ）は基本的に本クラブOBまたは外部の指導者を招聘するが、会員保護者の中からも指導者会で認めた者については、指導者会とは別枠のアシスタントコーチとして当該学年に配置する。

指導者会の構成は次の通りとする。

- ・代表 1名
- ・副代表 1名
- ・広報・事務局 1名
- ・学年担当コーチ
- ・役員会の事務局および会員保護者の代表者（随時）

第20条（指導者会の役割）

本クラブの会則に定める「目的」「方針」「活動」などを達成するために指導者会は本クラブの代表と総監督を選出し、役員会と協力し合い、本クラブの運営に努めなければならない。

- ・本クラブの指導者会は毎月1回（第2日曜日）にコーチ会議を開催し、加盟している習志野サッカー協会4種委員会の報告・連絡事項の確認および本クラブの活動報告などを行い、活動予定の確定やクラブ内で問題等が生じている場合は、その解決策などを検討・審議し、決定する。
- ・新年度の役割と各学年のコーチ体制については、別途、総会へ報告し承認を得るものとし、会員保護者のサッカーに対する理解をより深めてもらうために、必要に応じて懇談会を設けて指導および活動方針について同意が得られるよう努める。
- ・本クラブへ所属する指導員は常に指導者技術の向上を目指すものとする。

第7章 会計

第21条（会計）

本クラブの会計は、会員の月会費によって運営される。総会、役員会、指導者

会に関する費用は、本クラブ会費より出費する。

第 22 条（会費）

会員児童 1 人あたりの会費は、別途、各学年別に定める会費を徴収する。本クラブが指定する金融機関へ各自会費を振り込むこととする。

1) 小学生 月額 3500 円

2) 園児 月額 1000 円

尚、兄弟・姉妹で 3 名以上が在籍する場合、3 人目の月会費を毎月 1000 円差し引くこととする。

第 23 条（大会参加費）

市内大会および県大会など公式大会のチーム参加費は本クラブ会費より出費する。

招待試合については基本的に、参加する学年で費用負担する。

第 24 条（交通費）

対外試合や市外の大会に参加する際には、会員の移動は電車等の公共交通機関を利用するのが望ましいが、自家用車を使用する場合は、別に定める交通費支給ルールに従い、県大会参加交通費については、本クラブ会費より出費する。

招待試合や練習試合の交通費については基本的に、参加する学年で費用負担する。

第 25 条（報酬）

指導者（アシスタントコーチ含む）に対して、報酬を支払うものとする。報酬の額については、指導者会にて合議し、決定する。

第 26 条（審判員に係る費用負担等）

- ・指導者の新規審判取得費用、および審判更新料に関しては、半額をクラブ負担とする。
- ・保護者の新規審判資格取得に関しては、クラブで事前に承認した保護者のみ新規審判取得費用および審判更新料の半額をクラブで負担する。
- ・審判服については、クラブで用意した審判服を使用すること（持ち出し・返却のつど、部室に備え付けている貸出ノートに記録すること）。

第 8 章 細則・その他

第 27 条（ユニフォーム、練習着、ビブス）

- ・ユニフォームは個人所有とし、本クラブ選定の物を購入する。背番号は各学年にて決定する。キーパー・ユニフォームおよび中・高学年用のサブユニフォームはクラブで所有し、クラブ会費にて必要に応じて買い替えを行う。クラブ所有のユニフォーム管理については、各学年役員または学年担当コーチが責任をもって行う。
- ・ジャージは個人所有とし、4 年生以上の学年から本クラブ選定の物を購入する。
- ・定期練習時は本クラブ選定のユニフォームまたは練習着などの着用もしくはスポーツができる服装で行うこと。またストッキング、脛あても着用すること。
- ・ビブスについては、1 枚はクラブ所有、もう 1 枚は個人所有とする。

第 28 条（用具）

- ・ボールは各自で購入し、持参すること。使用するボールは会員の年齢に合わせて 3 号ボール（低学年）もしくは 4 号ボールでよい。
使用については指導者も責任を持つが、練習場所や試合会場の送り迎えなどの移動の際には、会員保護者が責任を持って管理し、他人に迷惑がかからないよう注意すること。
- ・スパイクの着用は高学年になってからが望ましいが、本クラブがチーム登録しているサッカー協会の指針に従い、3 年生からの着用を認める

第 29 条（施設）

学校体育施設開放運営委員会の下、習志野市立鷺沼小学校、津田沼小学校、藤崎小学校の施設を借り受けて活動するため、トイレや体育館、部室などの使用については善良なる管理者の注意義務をもって管理することとする。